

A・A・クッパ著

『リビア——その石油産業  
と経済体制』Abdul Amir Q. Kubbah, *Libya: Its Oil Industry and Economic System*, Baghdad, 1964, 274 p.

## I

かつてイタリアの植民地統治下におかれ、その後国連信託統治時代を経て、1951年に独立を達成したリビア王国（当時は連合王国）は、同国にも炭化水素系資源が存在するのではないかという期待に応えるべく1955年に石油法を制定し、その下で国際系および独立系石油会社多数を海外から誘致し石油資源の開発に意を注いできた。その後数年を経ずしてリビアは幾多の有望な油田を擁する一大産油国としての地歩を築くに至り、国際石油市場において無視しえざる影響力をもつこととなった。このような関係から当研究所においては昭和38年度の調査研究事業の一環として「北アフリカにおける石油開発」の問題をとりあげ、アルジェリア・サハラの石油問題と並んでリビアのそれについての調査研究を行なったのである。

当時北アフリカの一角に位置するこのリビア王国の諸事情についてはまとまった研究書はほとんど皆無に近く、世銀調査団の勧告 (*International Bank for Reconstruction and Development, The Economic Development of Libya*, Baltimore, 1960) などが例外的に利用しうる程度であった。しかしながらこの世銀勧告はリビアにおける石油開発の前途がまた判然としない段階でのそれであり、したがってリビアの石油開発については、リビア政府の公刊資料若干を除いては、欧米系の断片的な2次資料に依拠せざるをえなかったのが実情である。

その後1964年11月、筆者が出張旅行の途次リビアのトリポリに立ち寄った際、リビアの石油問題に関するまとまった書物を、とある書店で見かけた。それがここに紹介するクッパ氏の著書である。

## II

本書を手にしてまず第1に気づくことは、著者が欧米人ではなくアラブ人だということである。すなわち著者アブドル・エミール・クッパ氏はイラク人であり、イラク政府の石油関係当局に奉職し石油問題に関するファ

ースト・ハンドの知識と経験を得た後リビア石油省の石油経済顧問官として2年間活躍したという経歴の持主である。したがって、リビアの石油事情には関係当局者の一員としてかなり精通しているというべく、その意味でかれの著書はリビアの石油問題を研究しようとするものにとって一読すべき資料であるということができよう。

## III

本書は、8章に分けて論じられている。

まず第1章および第2章はリビア王国と題し、本論に先だち同国の政治的・経済的および社会的諸条件の概観に当てられ、その地理と人口、政治機構、保健・教育、天然資源、運輸・通信、経済構造、国民所得、対外貿易、外貨収支、金融、財政、技術・財政援助、開発計画などの問題について約60ページを割いて基礎的なオリエンテーションが行なわれている。著者がなぜこのような導入部をおいたかについては、著者自身によれば、かれがリビアのベンガジに初めて到着した当時、リビアに関するまとまったインフォメーション・ソースは、世銀勧告を除けば存在しないということにいたく失望したことに起因しているようで、しかもその世銀勧告ですら、リビア経済の発展のテンポよりすればややアウト・オブ・デートであり、したがってリビアをよりよく知るうえで、その政治的、経済的、社会的概観を改めて行なう必要があるという認識をいただいたことが、この導入部を設定した理由となっているようである。著者のいうとおり、たしかにリビアはまだよく知られていない新興国であり、その意味からもかかる一般諸事情の概説はリビアを知ろうとするものにとって非常にハンディなものであるということができよう。

さてこのあと本論にはいり、まず第3章ではリビア石油産業を規制する法制度的側面を解明している。リビア政府としては同国の石油開発のためできるだけ多数の外資系諸社を誘致することがナショナル・インタレストに適うという観点から1955年に石油法を初めて制定したが、こうした当初の目的はその後ほぼ達成され、リビアにおける石油産業の基礎が定まった1961年に至り勅令公布の形で石油法の改正がはかられ、リビアにとってより有利な枠組が設定されたのである。著者はかかるリビア政府の石油政策の展開とそれに対する石油会社側の反応、問題点などをまとめているが、これらの問題についてはすでに当研究所の前掲報告でもとりあげており、とくにここで指摘しておくべき点はない。

第4章ではリビア石油資源開発の具体的発展過程がトレースされており、(1)初期の開拓者たち、(2)コンセッションの供与、(3)すみやかな発展、(4)生産と輸出、(5)興味ある事実と数字、(6)新規鉱区の入札、などの諸項に分けられリビアの石油事業に従事している石油各社の活動状況、油田の開発、生産、輸出状況についての各種データが盛り込まれている。したがってリビアにおいて活動している外資の性格、リビアで産出される原油の性状、比重、ならびにその生産概況、さらにはブレガ・ターミナル、シドラ・ターミナルなどからの仕向け国別原油輸出状況などを知ることができる。

しかしながらリビア石油開発の具体的展開過程については国際石油雑誌（たとえば、*Petroleum Intelligence Weekly*, *Oil & Gas Journal*, *Platt's Oilgram News Service*, *Middle East Economic Survey* など）でそのつど報ぜられており、内容的にとくに目新しいものはないようである。むしろ収録したデータの出典が不明確であることなどの欠点が少々気になる感じである。ただし数字的にはかなり信頼度が高いとみていいようであり、開発の進展をフォローするうえでは有用であろう。

#### IV

以上第4章までをみたかぎりではとりたてて本書の個性らしきものは認められないといっていいかもしれないが、本書の特徴はむしろ第5章以下の後半部分にあるといってよく、著者の専門的な知識と経験が生かされているということができよう。

すなわち、第5章「価格構造および販売問題」、第6章「リビア原油対中東・ベネズエラ原油」、第7章「石油関連産業」、第8章「法的改革の可能性」の各章がそれだが、とりわけ第5・6章は本書の個性がもっとも強くにじみ出ている部分だといってよい。

第5章において著者はまず国際原油価格の性格から説きおこし、ついでリビアで最初に原油公示価格 (posted price) を設定したエッソ・スタンダード (Esso Standard Oil Co. of Libya) の価格政策ならびにオアシス・グループ (Amerada, Continental, Marathon などアメリカ独立系グループ) のそれを明らかにし、それに対するリビア政府側の対策、販売経費・レポートなどの関連諸問題について言及している。

国際石油市場における原油価格の問題については、これまでシェル論文、OPEC論文などの論争、あるいはタリキ元サウジアラビア石油相の研究論文、さらにはリー

マン教授の研究 (Wayne A. Leeman, *The Price of Middle East Oil; An essay in political economy*, 1962) などが出ており、また OPEC (Organization of the Petroleum Exporting Countries) の会議、アラブ連盟石油会議などにおいても論じられてきているが、これらは問題の性格上中東における価格問題がその中心課題であったということができよう。したがってリビア原油の価格問題については、リビア政府当局とエッソなど石油会社との間に見解の対立のあることが知られていながらも、国際石油雑誌などを通じて断片的に伝えられている程度であった。

このような関係で、リビアの石油関係当局者の一員として実務にタッチした経験をもつ著者がこの問題を体系的にとりあげたのは意義あることといってよく、国際原油価格問題に関心をもつものにとって非常に参考となる。とくに指摘すべきは、著者の論説が単に価格論の枠にとどまることなく、第6章においてリビア石油の問題を中東およびベネズエラのそれと対比しながら、リビア原油の生産コスト、石油会社側の利潤ならびに政府側収入など関連諸問題にまで掘り下げて論じていることである。さらには石油純輸出国としてのリビアの石油収入の将来を予測していることも興味ある試みといっていいかもしれない。

最後に著者は、リビア王国における石油関連産業の可能性ならびにリビア石油政策の方向を示唆して、リビアに対するはなむけとしている。

#### V

こうしたことからわかるように著者はリビアの一友人として温い目でこの本を書いている。そのかぎりでは問題の判断などに限界を感じさせるものがあることは否めない。しかしながらわれわれとしては、リビアの石油問題に直接タッチした実務当局者の語ることはには耳をかたむける必要があり、そこにこの本の存在価値もあるといえようか。これまで産油諸国側の利害を代表して論陣をしいてきたタリキあるいはフランシスコ・パツラなどが現役から退いた昨今、本書の著者のように石油関係当局の実務経験者の中から産油諸国の論客が今後輩出してくるのではないかと思われる。いずれにしても論理的に説得力のある研究が今後出てくることを望みたい。

(調査研究部専門調査員 松村清二郎)